

自動車排出ガス対策計画書

平成23年7月21日

香川県知事殿

提出者

住所 高松市朝日町4丁目1番63号

氏名 ことでんバス株式会社

代表取締役 真鍋康彦

香川県生活環境の保全に関する条例第93条第1項の規定により、自動車排出ガス対策計画を作成したので提出します。

主たる事務所の名称	ことでんバス株式会社
主たる事務所の名称所在地	高松市朝日町4丁目1番63号
計画の内容	別紙のとおり
計画期間	平成23年度～平成25年度
計画の内容公表予定年月日	平成23年8月18日
計画公表の方法	弊社ホームページに掲載し、インターネット利用により公表する。
連絡先	担当部署 営業部 整備課 担当者 折目 和司 電話番号 087-821-3033 FAX番号 087-851-8555 電子メールアドレス bus-eigyoku@kotoden.co.jp

自動車排出ガス対策計画

計画の対象期間 平成23年4月1日～平成26年3月31日

1. 事業所ごとの自動車の使用台数

(平成23年3月31日現在)

整理番号	1	2	合計
事業所の名称	本社営業所		
事業所の所在地	高松市朝日町 4丁目1番63号		
連絡先電話番号	087-821-3033		
従業員数(人)	180		180
運転者数(人)	139		139
使用台数(台)	① 普通貨物自動車		0
	② 小型貨物自動車	2	2
	③ 大型バス (定員30人以上)	121	121
	④ マイクロバス (定員11人～29人)	8	8
	⑤ 乗用自動車	7	7
	⑥ 特殊自動車		0
合計台数	138		138

自動車の使用に伴う二酸化炭素の年間排出量

(平成22年度)

年間の燃料使用量	軽油		ガソリン		合計	
	(kL)	台数	(kL)	台数	(kL)	台数
本社営業所	1751	129	15	9		
合計 [a]	1751	129	15	9		
二酸化炭素排出係数 [b]	2.619 t-CO2/KL		2.322 t-CO2/KL		t-CO2/KL	
二酸化炭素排出量 [a×b]	4,585.9 t-CO2		34.8 t-CO2		t-CO2	
二酸化炭素排出量の合計	4,620.7 t-CO2					

2. 自動車の使用に伴う大気環境の負荷の低減を図る為の方針

自動車は、窒素酸化物や浮遊粒子状物質などの大気汚染物質のほか、地球温暖化の原因物質である二酸化炭素を排出ガスとして大気環境中に放出することから、事業活動における自動車の使用に伴う大気汚染の負荷の低減を図るため、次の方針により取組むこととする。

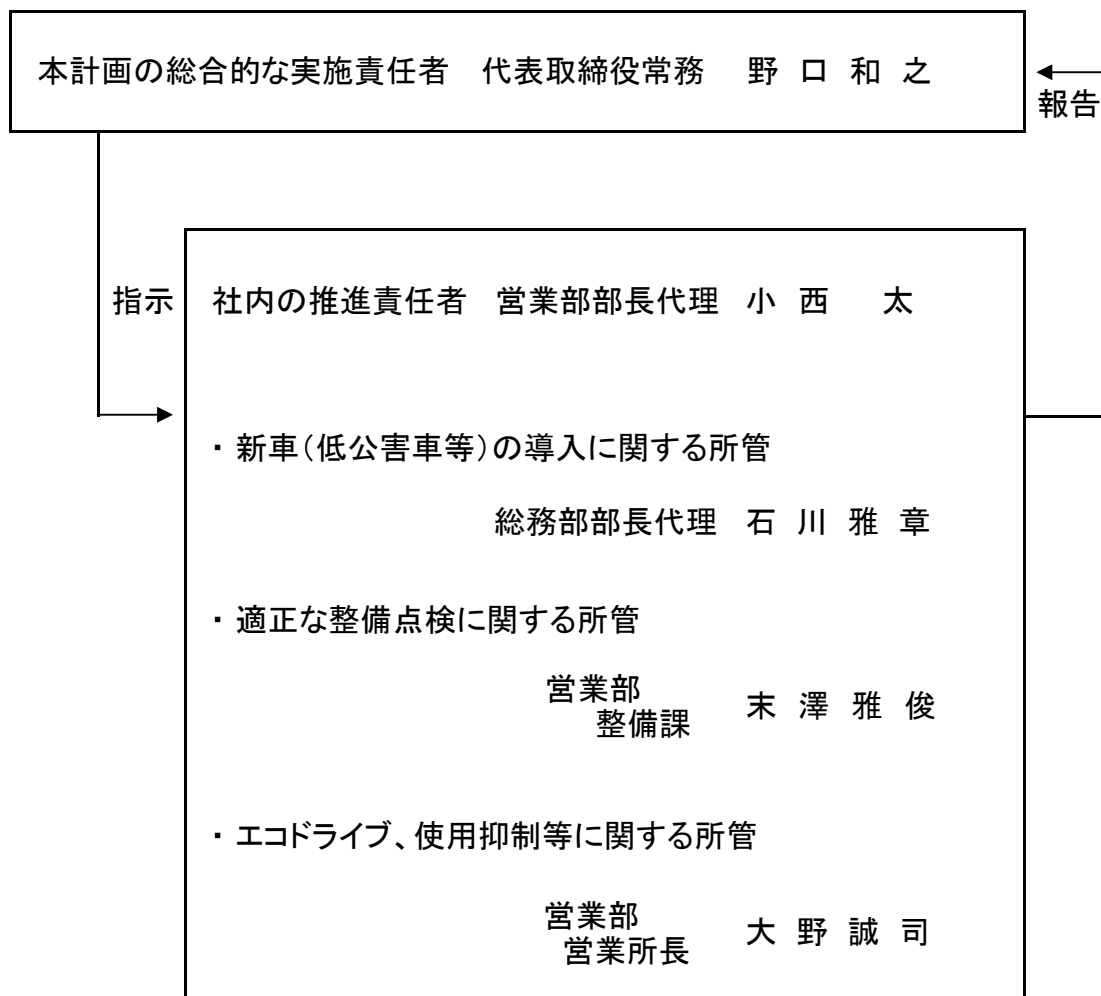
- 我々の生活や地球環境を守るため、自動車を使用する我々自身が排気ガスによる大気汚染者であり、温室効果ガスの排出者であることを認識し、自動車の使用に伴う大気環境の負荷の低減に努める。
- 自動車の効率的な使用等により、自動車の使用をできるだけ抑制するとともに、整備点検を確実に実施し、アイドリングストップやエコドライブを徹底して、排気ガスを減少させるよう努める。
- 自動車の新規購入または更新に当たっては、低公害車を積極的に導入する。
- 自動車排出ガス対策計画について、従業員への十分な周知を行い、社内一体となって取り組みを推進していく。
- 自動車排出ガス対策計画を実施することにより、計画期間中に、二酸化炭素排出量を削減することを目標とする。

4. 自動車の使用抑制、並びに適正な整備及び運転の実施に係る事項

項 目	内 容
自動車の使用抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・土曜日・日曜日並びに平日の乗車効率の低い時間帯は大型車から中型車に車両を替え運行する。
自動車の 適正な整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常点検、定期点検の完全整備 ・ エアークリーナーの定期的な清掃 ・ 適正なタイヤ空気圧の維持
自動車の 適正な運転	<ul style="list-style-type: none"> ・ エコドライブ五原則の実施 <ol style="list-style-type: none"> ① アイドリングストップの活用 1分以上の停止はエンジン停止 空ふかし禁止 ② アクセルの踏み込みは少なく、ゆっくり 踏み込み量は50%から70% ③ 早めのシフトアップ 1段高めのギヤーでエンジン回転抑制 ④ 波状運転の厳禁(等速運転) 加速、減速の繰り返しの厳禁 ⑤ 減速は早めのシフトダウンで「エンジブレーキ」で早めの アクセル解放 ・ エコドライブ五原則のステッカーの貼り付け ・ ドライブレコーダーを活用してエコドライブのチェックをする。 ・ 冷房の設定温度を控えめにかかる。 ・ 交差点等で立哨を行い、エコドライブのチェックを行う。 ・ アイドリングストップ装置搭載車の導入
その他	<p>月毎車両別燃料消費率の作成掲出</p>

5. 自動車排出ガス対策計画の推進体制

《体制図》



《推進方法》

推進責任者は、全体の取り組みについて確認を行い、実施状況が不十分な項目があればその原因究明と適切な処置を行うよう指示する。

それらの結果については、本計画の総合的な実施責任者が最終確認し、必要な場合には計画の見直しを行うよう指示する。